

完全参加と
平等
(特 別)
KYOSEI
きょうせい

共生

山梨県障害者福祉協会

2024年
令和6年
特別号 (季刊)
1996年創刊

法律、条例、プランという誰かが決めたもので、関心がないという方も多いかと思いますが、ただ、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という障害者権利条約制定の際のスローガンのとおり、共生社会をつくるためには、自分たちについてどういうことが決められているか知ることがとても大切です。

今般、山梨県障害者幸住条例が改正され、山梨県障害児・障害者プラン2024が策定されました。限られた紙面ですべて紹介できないので、ほんの入口としてどんなものなのか紹介するため特集号を発行することとしました。

山梨県障害者幸住条例が改正されました

1 山梨県障害者幸住条例ってどんなもの？

- ・障害者の自立と社会参加の支援のための施策
- ・福祉のまちづくりの推進 ・障害を理由とする差別の解消

などを定め、障害者が生きがいをもち、幸せに暮らすことができる社会を築くことを目的に、平成5年に制定されました。

2 どんなことが書かれているの？

(1) 障害者幸住条例ではざっくり言うと次のようなことが書かれています。

- ・総則：条例の目的や基本理念、言葉の定義など
- ・障害者の福祉の推進：共生社会を実現するため、県が重点的に取り組む福祉施策の方向
- ・福祉のまちづくり：安全かつ快適に利用できるバリアフリーの施設を増やす取組
- ・障害を理由とする差別の解消：不当な差別的取扱いの禁止や障害者差別の解消に関する取組など

この他、条例を実際に運営するための決まりは規則で定めるなどについて書かれています。

(2) 上の内容をちょっと詳しく言うと次のとおりです。

- ① 基本理念や言葉の定義など**：条例に共通する考え方が書かれています。
- たとえば、基本理念については、障害がある人は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること、地域において他の人と生活することが妨げられないこと、可能な限り意思を伝える手段についての選択の機会が確保できること、障害や社会的障壁の問題が、すべての県民の問題として認識され、その理解を深めることが重要であることなどが書かれています。
- ② 障害者の福祉の推進**：障害のある人が暮らしにくいと感じている施設・制度・考え方をなくすための啓発、それぞれの状態にあった医療の提供、仕事に就く機会の確保、文化活動、防災への取組、福祉、サービスの確保、障害への理解や思いやりを育てる教育など幅広く定められています。
- ③ 福祉のまちづくり**：障害のある人が自分の意思で自由に簡単にいろいろな活動に参加できるようなまちづくりをすすめることについて書かれています。
- 具体的には、法律（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）の対象とならない小規模建物のうち飲食店、公会堂、映画館、銀行、商店など日常生活や社会生活と密接に関係のある建物について整備基準を設けています。県では共生社会を目指し、法律の対象とならないものにも、さらに条例で基準を設けている訳です。基準を満たしている建物には適合証が配られます。こんなマークです。
- ④ 障害を理由とする差別の解消**：これには大きく分けて2つのことが定められています。
- ・不当な差別的取扱いの禁止：県と事業者が正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、条件をつけたりすることを禁止しています。条例では、福祉、医療、教育、商品販売・サービス提供、雇用、



この機関紙は、共同募金の配分金 及び 本協会賛助会員の会費によって発行されています。

(2) 令和6年6月1日【特別号】

建物・公共交通、不動産取引、情報・コミュニケーションの8つの分野について詳しく定めています。

・社会的障壁の除去のための合理的な配慮：県と事業者は障害がある人から社会的障壁の除去を必要としているとの意思の表明があったとき、それを実施する負担が重すぎない範囲で合理的な配慮を提供する義務があると定められています。

※社会的障壁：建物、施設、設備、制度、慣習、考え方など障害のある人にとって生活の障壁となる事柄

また、差別の解消のための取組みとして障害者差別地域相談員を各地に設置すること、障害者差別解消推進員を県に設置すること、障害者差別解消ネットワーク会議を設置することが定められています。

2 どんなところが改正されたの？

④障害を理由とする差別の解消のところでも述べた、社会的障壁の除去のための合理的な配慮について「県と事業者は……義務がある」と定められていますが、改正前は「努力義務」でした。これは、改正障害者差別解消法が令和6年4月1日から施行され、法律で事業者の合理的な配慮が義務づけられたことと合わせて、条例でも同じく「義務」としたものです。

この他、これに関する条文が2つ付け加えられています。

1つは、障害者差別解消のための人材育成に関するもので、障害者差別地域相談員の育成・確保のための情報の提供、研修など必要な施策を行うことが定められました。

もう1つは情報の収集・整理・提供に関するもので、県は地域における障害を理由とする差別やその解消のための取組みについての情報の収集・整理、提供を行うよう努めることが定められました。

法律や条例はどうしても「合理的配慮」、「正当な理由」など抽象的な言葉が多いので、具体的なケースに対応していくためには事例の収集がとても重要となります。

山梨県障害児・障害者プラン2024が策定されました

1 山梨県障害児・障害者プラン2024とは

共生社会の実現や障害者福祉の増進といっても実際にどのように進めるかがとても重要です。法律や条例で「こういうことをします」と定めても、それをどう実現するかを考え実現しなければなりません。

「山梨県障害児・障害者プラン2024」は県が市町村や関係機関と連携しながら医療、雇用、教育、地域の安全、防災などあらゆる分野を総合的に、計画的に障害者福祉施策を進めるための基本指針です。

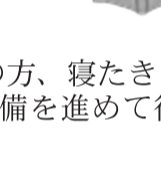
なぜ、「2024」というと、障害者福祉施策といっても社会の状況がかわり、それに応じて法律、条例などもかわり、やるべきことも変わってきます。そのため、計画は見直すことが必要です。山梨県では平成10年2月に「やまなし障害者プラン」を策定し、その後7回の見直しを経て新たに2024年度から始まるプランとして策定しました。計画期間は令和6年から8年度（2024年度から2026年度）で、令和8年度に見直すことになっています。

2 計画の概要

(1) 5つの計画を総合して策定したもの

障害者の福祉の増進や共生社会の推進を計画的に進めるために様々な法律で地方自治体に計画を作ることが求められています。それらの計画は互いに関連しており連携して進めることが効率的です。そのため、このプランでは次の5つの計画を統合して策定しています

- ①山梨県障害者計画（障害者基本法）
- ②第7期山梨県障害福祉計画（障害者総合支援法）
- ③第3期山梨県障害児福祉計画（児童福祉法）
- ④山梨県障害者文化芸術活動推進計画（障害者文化芸術推進法）
- ⑤山梨県読書バリアフリー計画（読書バリアフリー法）（新）



5番目の読書バリアフリー計画は、新たに追加されたもので、視覚障害の方、寝たきりなどの理由で本を持つことが困難な方などが読書ができるよう環境整備を進めて行こうというものです。

(2) プランの基本的な考え方

基本理念は障害者幸住条例と同様、「共生社会」の実現です。

また、このプランでは、障害者の意思決定の支援、さまざまな制度・施設などの利用

(3) 令和6年6月1日【特別号】

しやすさの向上、特性に応じたきめ細かい支援、社会参加の推進など基本的な視点が定められており、新たに

- ・重度障害者及びその家族に対する支援体制の充実
 - ・情報格差解消に向けた施策の推進
- という2つの視点が加えられています。

(3) 3本の柱

プランでは山梨県で障害者福祉が直面している課題を踏まえ、次の3本の柱をもとに施策を体系化しています。

① 施策の柱1 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

多様な等に関する県民の理解を促進し、誰もがその個性を發揮して生きがいを持って活躍できる社会の実現と、バリアのない誰もが暮らしやすい地域づくりを目指し、相互理解の促進のための啓発・広報活動の推進

福祉教育などの推進、NPO、ボランティア等の活動の推進、障害のある人の活動の支援

障害を理由とする差別の解消の推進、権利擁護の推進

障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進、外出や移動などの支援の充実

防災対策の推進、感染症対策の推進、などの施策が体系づけられています

② 施策の柱2 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

障害のある人ができる限り自分で選んだ住まいで、必要とする福祉サービスや医療を受けながら、自ら描く人生を進んでいくことができる、そのような暮らしの実現を目指して自己選択・自己決定の支援のため相談支援体制の構築、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、住宅の確保、障害福祉サービス等の充実・質の向上

保健・医療の充実、などの施策が体系づけられています。

また、今回のプランでは、基本的視点に「**重度障害者及びその家族に対する支援体制の充実**」が加えられたことから、重度障害者への支援体制を充実するため

重度障害者とその家族の支援、重度障害のある方を支える専門人材の育成、

重度障害者向け障害福祉サービスの充実が新たに体系づけられています。

③ 施策の柱3 自らの力を高め、いきいきと活動する

障害のある人となない人が、教育や就労、スポーツ、文化芸術活動などを通じて互いの多様な個性を認め合い、支え合うことで、障害のある人が自らの力を高め、その能力を最大限発揮しながら、地域でいきいきと生活することを目指して

幼児期から学齢期における支援の充実、インクルーシブ教育の推進、雇用・就労・定着に向けた障害者雇用における就労支援、障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保、農福・産福連携による就業場の創出及び賃金向上への取組、障害者スポーツの推進、文化芸術活動の充実、などの施策が体系づけられています。また、今回のプランでは、基本的視点に「**情報格差解消に向けた施策の推進**」が加えられたことから情報の取得利用・意思疎通支援の充実のため

行政サービス等における配慮の推進

意思疎通支援の充実

読書バリアフリーの推進、が新たに体系づけられています。

また、これらの施策について全53項目の数値目標が定められています。

(4) 地域生活移行・就労支援等に関する成果目標及びサービスの見込量など

またプランの中で第7期山梨県障害福祉計画・第3期山梨県障害児福祉計画として「地域生活移行・就労支援等に関する成果目標及びサービスの見込量など」が定められています。

①計画づくりの視点

ア 障害のある人の自己決定を尊重し、必要なサービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を実現できるよう、障害福祉サービスや障害者支援などの提供体制の整備の推進

イ 市町村を実施主体とした、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供体制の整備の推進

ウ 地域の社会資源を活用したサービス提供体制の整備の推進、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

エ 地域共生社会を実現するための取り組みの推進

オ 障害児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築の推進

カ 障害福祉人材を確保・定着するための取組の推進

キ 文化芸術活動及び情報の取得利用・意思疎通支援の推進による、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進

この機関紙は、共同募金の配分金 及び 本協会賛助会員の会費によって発行されています。

(4) 令和6年6月1日【特別号】

② 成果目標として7項目を定め、それぞれに目標値などを設定しています。

【成果目標1】福祉施設入所者の地域生活への移行：地域生活移行者数、施設入所者減少数

【成果目標2】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築：
退院後1年以内の地域での平均生活日数、1年以上の長期入院患者数

【成果目標3】地域生活支援の充実：
地域生活支援拠点等を整備し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討全市町村で実施(市町村間の連携による整備を含む)など

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等：
就労移行支援等を通じた一般就労への移行者、
就労継続支援のうち就労継続支援A型事業・B型事業の利用者数
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合
就労支援ネットワークの強化及び支援体制の構築の推進 など

【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等：
児童発達支援センターの設置
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保
医療的ケア児支援センターの設置、関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 など

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等：
基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 など

【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築：
指導監査結果を関係市町村と共有する体制の構築及び人材の養成等
以上、計画の概要です。関心をお持ちいただき、県のホームページなどご覧いただければ幸いです。

(お知らせ)

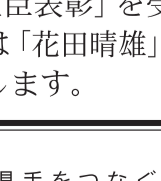
○家族による家族相談（山梨県精神障害者家族連合会からのお知らせ）

精神疾患に対する誤解や偏見は、社会の中にも、私たち自身の中にもあります。あなたの悩みは私たちも同じです。私たちは苦しみの中から、相談できる仲間（家族会）とつながり、随し合い・支え合い・学び合うことで救われてきました。お一人（あなたの家族だけで）悩むのではなく、是非ご相談ください。

相談日：毎月第2木曜日 午後2時～4時30分（原則）
相談日は柔軟に対応いたします。

相談場所：山梨県立北病院 「のびる」

予約制ですので、次にご連絡ください。
予約連絡先：090-8305-0457 平日午前8時～午後6時 北病院家族会 渡邊
k-soudan@mx3.nnc.ne.jp（メールではこちらに）



この機関紙は、共同募金の配分金 及び 本協会賛助会員の会費によって発行されています。

発行所：社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会
発行責任者 竹内 正直
事務所：〒400-0005 山梨県甲府市北新一丁目2-12 (山梨福祉プラザ1階)
TEL 055-252-9104(代)
FAX 055-251-3344
E-mail: info@sanshoukyou.net
URL: http://sanshoukyou.net

＜編集委員会＞
委員 田端 康三 山梨県手をつなぐ育成会
大菅 政勝 山梨県身体障害者連合会
川崎 博史 山梨県精神障害者家族会連合会
角田 貴弘 山梨県視覚障がい者福祉協会
事務所 坂村 裕輔 山梨県障害者福祉協会
印刷所 亀山 輝喜 有限会社 藤屋紙工